

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

「障害者の自立支援と『合理的配慮』に関する研究
ー諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性ー」

知的障害者の「生活の自律」を前提とする福祉政策と支給決定システム
ーアメリカ・カリフォルニア州の制度と実践を踏まえてー

分担研究者 岡部耕典（早稲田大学文学学術院 准教授）

研究要旨

平成 20 年度は、重度知的／発達障害者におけるパーソナルアシスタントの利用を中心とした地域自立生活支援の在り方についてアメリカ・カリフォルニア州における先駆的取組みに対する調査研究を行った。2 年目となる本年度は、その成果を発展的に継承し、さらに社会福祉基礎構造改革による福祉サービスの利用制度化とその延長にある障害者自立支援法の支給決定システムを批判的に再検討しうる参照枠組みを得るために、アメリカ・カリフォルニア州における知的／発達障害者の「生活の自律」を前提とする福祉政策と支給決定の実際について研究を行った。

制度と運用の実際は DDS（カリフォルニア州発達障害局）が監修する利用者対象の標準的な解説書である“Rights Under the Lanterman Act: Regional Center Services for People with Developmental Disabilities”に準拠した。Q&A 形式の本書を「ランタマン法と制度の概要」「利用までのプロセス及び利用資格」「IPP の作成と実施」の各項目に基づき体系的に整理することを通じて、「受給者本位の制度化」「医学モデルと社会モデルのハイブリッド型の受給資格」「支援計画策定におけるパーソンセンタード・アプローチの採用」「交渉決定モデルに基づく支給決定プロセス」「受給権確保のアドボカシー」という知的障害者の「生活の自律」を前提とする福祉政策と支給決定システム実現のための参照枠組みを明らかにした。

A. 研究目的

アメリカ・カリフォルニア州における知的／発達障害者の「生活の自律」を前提とする福祉政策と支給決定の実際について制度研究を行いその体系的な理解を得る。

B. 研究方法

本制度に対する DDS（カリフォルニア州発達障害局）監修の利用者を対象とする標準的な解説書である“Rights

Under the Lanterman Act: Regional Center Services for People with Developmental Disabilities”の訳出（全 313 ページの約 3 分の 1 を抄訳）を行い、支給決定システムを中心とするその制度の概要について前年度に現地で収集した資料やインタビュー結果も踏まえつつ整理した。

（倫理面への配慮）

本研究は人を対象とする調査等を

含むものではないが、実施にあたっては日本社会福祉学会研究倫理指針に則り遺漏のないように努めた。

C. 研究成果と考察

本制度の理念や利用の実際について具体的かつ平易に説明した本文献の検討を通じて、社会福祉基礎構造改革による福祉サービスの利用制度化とその延長にある障害者自立支援法の支給決定システムを批判的に再検討しうる参照枠組みを得ることができた。

D. 結論

本制度の特徴は以下の4点に整理できる。

(1) 「受給者本位」の制度化

①受給者を明確に権利主体として位置づけている②支給決定機関がサービスの提供責任をもっている③支給決定されたサービスの費用は政府が提供責任を有する。

(2) 医学モデルと社会モデルのハイブリッド

サービス利用ニーズに基づき一定程度フレキシブルな認定が可能な医学モデルと社会モデルのハイブリッドの利用資格認定システムとなっている。

(3) パーソンセンタード・アプローチ

生活の主体者（パーソン）としての利用者に焦点をあて、利用者本人を含むチームが合議に基づき目標(goal)を達成するための個別の課題(objective)達成に必要な「サービスと支援」を確定していくという支援計画作成方式となっている。

(4) 交渉決定モデル

支給決定プロセスにおいて、決定過程への当事者参画と立場の異なるチームによる合議調整が基本とされている。

(5) アドボカシー

支給決定機関を含む行政当局に対して利用者のサービス受給権確保を直接の目的とする強力なアドボカシー・システムが構築されている。

E. 研究の政策的含意

知的障害者の「生活の自律」を前提とする福祉政策と支給決定システムを構想するための参照枠組みを得ることができた。

F. 研究発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

なし